

## 蕨市まち・ひと・しごと創生総合戦略有識者会議設置要綱

## (設置)

第 1 条 まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）第 10 条に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）を総合的かつ計画的に推進するに当たり、広く有識者等の意見を聴くため、蕨市まち・ひと・しごと創生総合戦略有識者会議（以下「有識者会議」という。）を置く。

## (所掌事務)

第 2 条 有識者会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 総合戦略の策定に関すること。
- (2) 総合戦略の推進に関すること。
- (3) その他市長が総合戦略に関し必要と認める事項に関すること。

## (組織)

第 3 条 有識者会議は、委員 10 人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市政について優れた識見を有する者
- (2) 公募による市民（市内に在勤する者を含む。）

## (任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長)

第 5 条 有識者会議に会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

## (会議)

第 6 条 有識者会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 有識者会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 有識者会議が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

## (庶務)

第 7 条 有識者会議の庶務は、総務部政策企画室において処理する。

## (委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。